

令和3年度 高砂市民提案型地域協働推進事業

「夢の代」補助金交付対象事業 企画提案書募集要項

「夢の代」で高砂を元気に！
ぎょーさん応募してや～



募集期間

令和2年12月14日(月)～ 令和3年1月12日(火)

< 問合せ先 >

高砂市役所健康文化部くらしと文化室市民活動推進課

〒676-8501 兵庫県高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号

Tel 443-9006 Fax 443-0009

Email tact1570@city.takasago.lg.jp

昨年度からの変更点

- 事業名等を「夢のシロ」から「夢の代^{しろ}」に変更しました。
- 高砂市民提案型地域協働推進事業「夢の代」補助金（以下「「夢の代」補助金」という。）は、高砂未来戦略推進活動支援補助金と統合しました。

【昨年度】「夢のシロ」補助金 1種類

高砂未来戦略推進活動支援補助金（グループ設立支援型、戦略活動支援型）2種類

【今年度】「夢の代」補助金 3種類

1 補助金制度の目的

高砂市の地域協働によるまちづくり推進事業「夢の代」補助金は、市民の参画と協働による市民が主役のまちづくりを推進するため、市民が企画・提案し、実践する活動に対して活動費等の一部を支援する助成制度です。

市民の主体的な地域まちづくり活動を活性化し、「にぎわいとるおいのある元気な高砂市」の実現を目指すとともに、地域コミュニティの再生を図ることを目的として実施します。

2 補助金の種類と補助金額等

| 区分 | 地域活性化事業 | 活動団体支援事業 | 団体設立支援事業 |
|---------|---|---|---|
| 補助事業の内容 | 営利を目的としない市民の自主的かつ主体的な社会参加活動で、公益性が高く、市民生活及び地域社会の維持発展に寄与することを目的とした事業、かつ、幅広く市民が参加でき、 <u>他団体等と協働し</u> 、市全域に新たな活気とるおいの創出が期待できる独創性のある事業 | 営利を目的としない市民の自主的かつ主体的な社会参加活動で、公益性が高く、市民生活及び地域社会の維持発展に寄与することを目的とした事業、かつ、幅広く市民が参加でき、市全域に新たな活気とるおいの創出が期待できる独創性のある事業 | 左記の「地域活性化事業」「活動団体支援事業」の実施を目指す市民活動団体（発足から5年未満）の初期活動に係る事業 |
| 補助限度額 | 50万円 | 20万円 | 5万円 |
| 補助率 | 75% | 75% | 100% |
| 交付回数 | 同一の交付対象事業（高砂市未来戦略推進活動支援補助金の交付対象事業も含む。）に対する補助金の交付回数は、3回を限度とする。 | 同一の交付対象事業（高砂市未来戦略推進活動支援補助金の交付対象事業も含む。）に対する補助金の交付回数は、4回を限度とする。 | 1団体につき1回のみとする。 |
| 申請の条件 | (1) 団体の構成員が5名以上であること。 (2) 他団体等との協働事業であること。 | (1) 団体の構成員が3名以上であること。 | (1) 団体の構成員が3名以上であること。 |
| 審査方法 | 書類審査 提案の聞き取りによる審査（プレゼンテーション） | 書類審査 | 書類審査 |

本事業は、令和3年度予算成立後、速やかに補助事業を開始できるようにするために事前に募集の手続きを行います。そのため、令和3年度予算成立が前提であり、補助事業の内容などに変更があり得ることをあらかじめご了承ください。

3 手続の流れとスケジュール

1 地域活性化事業(補助限度額 50 万円)

【お問合せ・書類提出先】健康文化部くらしと文化室市民活動推進課

場所:高砂市役所本庁舎 3 階、電話番号:443-9006

| 時期 | | 手続の内容 |
|-------|----------------------|--|
| 令和2年度 | 12/14(月) ~1/12(火) | ●応募書類(企画提案書等)の受付・提出(1月12日(火) 必着) 書類の書き方等でご不明な点がございましたら、事前にご質問いただき、応募期間内に提出を完了させてください。 |
| | 1/13(水)~ | ●第一次審査(事務局による書類審査) 第一次審査結果通知については、第一次審査終了後、速やかに団体代表者宛に書面にて通知します。 |
| | 2/13(土) | ●公開プレゼンテーション 時刻等の詳細については、第一次審査終了後に通知します。 ・場所:高砂市役所 南庁舎5階 大会議室 ●第二次審査(事務局による審査) 公開プレゼンテーションを踏まえて、審査を行います。(応募団体は出席不要です。) |
| | 3月 | ●審査結果通知 団体代表者宛に書面にて通知します。 |
| 令和3年度 | 4月 | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">事業実施 令和3年4月1日から令和4年3月31日</div> ●補助金交付申請 補助金交付申請書を提出していただきます。その後、市から補助金交付決定通知書を送付します。 ●概算払い請求 交付決定額を請求(概算払)していただきます。 お支払いには、団体名義の口座が必要です。 |
| | 7月 | ●進捗状況報告 進捗報告書を提出していただきます。 |
| | 3月 | ●実績報告 事業終了後、速やかに実績報告書、事業報告書、収支決算書、会計簿その他必要な書類を提出していただきます。 ●精算手続 提出された書類をもとに補助金の精算手続を行います。 |

※交付対象事業の決定にあたり、選考委員からの意見等により、事業計画等を一部修正していただくことがあります。また、補助金額についても、事業採択後に補助対象経費を精査して決定することがあります。

2 (1) 活動団体支援事業(補助限度額 20 万円)

(2) 団体設立支援事業(補助限度額 5 万円) 共通

【お問合せ・書類提出先】 こども未来部未来戦略推進室

場所:高砂市役所西庁舎4階、電話番号:441-9904

| 時期 | | 手続の内容 |
|-------|----------------------|---|
| 令和2年度 | 12/14(月) ~1/12(火) | ●応募書類(企画提案書等)の受付・提出(1月12日(火) 必着) 書類の書き方等でご不明な点がございましたら、事前にご質問いただき、応募期間内に提出を完了させてください。 |
| | 1/13(水)~ | ●書類審査 書類審査を行います。 |
| | 3月 | ●審査結果通知 団体代表者宛に書面にて通知します。 |
| 令和3年度 | 4月 | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">事業実施 令和3年4月1日から令和4年3月31日</div> ●補助金交付申請 補助金交付申請書を提出していただきます。その後、市から補助金交付決定通知書を送付します。 <u>※令和3年度以降、当該補助金の担当部署が変更となります。補助金交付申請書の提出先等については、別途ご連絡差し上げます。</u> |
| | 7月 | ●進捗状況報告 進捗報告書を提出していただきます。 |
| | 3月 | ●実績報告 事業終了後、速やかに実績報告書、事業報告書、収支決算書、会計簿その他必要な書類を提出していただきます。 ●補助金請求 補助金確定額を請求していただきます。 お支払いには、団体名義の口座が必要です。 |

4 応募方法

下記書類を作成のうえ、応募期間内に直接下記の担当課まで持参してください。

提出書類

- 企画提案書
- 事業計画書（※新型コロナウイルス感染症対策を配慮した計画としてください。）
- 収支予算書（及び見積書等、経費の根拠となるもの）
- 団体概要書（規約または会則、直近の決算書類、会員名簿のほか、団体のリーフレット等）
- 誓約書

提出先

- 1 地域活性化事業（補助限度額 50 万円）
【提出先】 健康文化部くらしと文化室市民活動推進課
場所：高砂市役所本庁舎 3 階、電話番号：443-9006

- 2 (1) 活動団体支援事業（補助限度額 20 万円）
(2) 団体設立支援事業（補助限度額 5 万円） 共通
【提出先】 こども未来部未来戦略推進室
場所：高砂市役所西庁舎 4 階、電話番号：441-9904

※募集要項、各書類については、高砂市ホームページからダウンロードしていただくほか、市民活動推進課、未来戦略推進室にもご用意しています。

【注意点】

- (1) メール、ファックスによる応募は受付できません。また、提出いただいた書類は返却しませんので、必ず写しを保管してください。
- (2) 提出された書類は、公正性・透明性を高めるため公開の対象とします。

5 事業対象期間

令和 3 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日まで

※令和 4 年 3 月 31 日までに事業を完了する必要があります。

6 対象となる団体

- (1) 代表者及び構成員の過半数が市内に在住、在勤又は在学している3人以上のグループであること
- (2) 活動拠点が市内にある団体であること
- (3) 高砂市における暴力団の排除の推進に関する条例に規定する暴力団または暴力団員が関与しない団体であること

7 対象事業

- (1) 営利を目的としない市民の自主的、主体的な社会参加活動で公益性があり、市民生活及び地域社会の維持発展に寄与することを目的とした事業であること
- (2) 幅広く市民が参加でき、市全域に新たな活気とうるおいの創出が期待できる独創性のある事業であること。

対象外事業

次の事業は対象外となりますので、該当する可能性がある場合は、事前にお問い合わせください。

- (1) 国又は地方公共団体(外郭団体を含む。)から助成を受けている事業
※事業名・団体名称が異なっている場合でも、事業の内容・団体の構成員等から実質的に同一の事業と判断できるものについては対象外となる場合があります。
- (2) 市が実施する事業と実質的に同一事業とみなされる事業
- (3) 宗教的活動及び政治的活動を目的とする事業
- (4) 団体の活動拠点となる施設等の整備を目的とする事業
- (5) 特定の企業、団体及び個人の利益を追求するための事業
- (6) 公序良俗に反する事業

8 選定の基準

審査にあたっては、申請内容を次の審査項目に基づき総合的に評価し選定します。
事業計画書等の記入にあたっては、これらの審査項目を考慮してご記入ください。

| 基準項目 | 基準 |
|-----------|--|
| 1 公益性 | ・地域の課題解決など、還元される内容であるか ・住民の共感が得られ、住民参加型であるか |
| 2 独創性 | ・団体や地域の特性を活かした内容であるか ・協働事業としての先進性、モデル性があるか |
| 3 協働の有効性 | ・協働事業による効果的な住民サービスに期待できるか ・協働相手との役割分担が明確で相乗効果にも期待できるか |
| 4 実現性・実効性 | ・事業目的や計画が明確で実現性の高い事業規模であるか ・具体的な効果や成果が期待できる組織力と熱意があるか |
| 5 発展性・継続性 | ・事業定着と発展性、継続性が期待できるか ・地域活動の活性化と自治力の向上が見込まれるか |

9 補助金の限度額及び対象となる経費

| 支出項目 | 内 容 | 補助対象外経費 |
|-------------|--|-------------------------------|
| 1 報償費 | 事業に係る 外部講師・専門家・出演者などに対する謝礼 | 主催関係者への謝礼等 |
| 2 旅費 | 事業に係る 外部講師・専門家・出演者などに対する交通費、旅費 ※事業実施に伴う研修、打合せ、講習会等の会議に団体の構成員が出席するために、予め計上している旅費(使用者、日付、行き先、交通手段が明確なものに限る)は対象となります。 | 主催関係者への交通費等(左記内容のものを除く。) |
| 3 消耗品費 | 事業に係る 消耗品、材料の購入費、原材料費 | |
| 4 燃料費 | 事業に係る 作業等の機械・本事業に使用する車両等の燃料費 | |
| 5 印刷製本費 | 事業に係る チラシ、パンフレット等の印刷費、デザイン費、資料コピー費等 ※見積書及び仕様書等によって、内容が確認できるものに限ります。(領収書のみは不可) | |
| 6 食糧費 | 事業に係る 外部講師等の昼食代等に係る費用 ※団体設立支援事業の場合、補助対象外です。 | 団体会員の食糧等 |
| 7 通信運搬費 | 事業に係る 郵便等の通信費 | 私的使用による経費と事業に係る経費が明確に区別できないもの |
| 8 保険料 | 事業実施に必要な、ボランティア保険等 | 参加者が任意に加入する保険料など |
| 9 広告宣伝費 | 事業に係る テレビ、ラジオ、新聞、雑誌等への広告掲載料、新聞折込料等 | |
| 10 委託料 | 事業に係る 調査、資料作成、看板制作、翻訳等の委託料 ※仕様書等によって、委託業務内容が確認できるものに限ります。(領収書のみは不可) ※10万円(消費税込)を超えるものは2者以上で見積をとり、収支予算書に添付のうえ、提出してください。 | 当該補助事業をそのまま再委託したもの |
| 11 使用料及び賃借料 | 事業及びその打ち合わせに係る、会場借上げ、車両、機材、機器等の賃借料 | |
| 12 その他 | 上記以外で、市長が補助対象事業の実施に特に必要であると認めるもの | |

※ 上記の補助対象外経費のほか、以下の経費についても対象外となりますのでご注意ください。

- 備品購入費(概ね1万円以上かつ耐用年数5年以上の物品は、「備品購入費」として取り扱います。)
- 団体の運営費及び人件費並びに施設の維持費
- 用地の取得又は賃借に要する費用及び補償に係る費用
- 事業実施団体等が支払ったことが明確に確認できない経費
- 事業のために執行したことを客観的に証明することができない経費
- その他事業に直接関係のない経費及び社会通念上適正でないと認めた経費

※ 支出の根拠を収支予算書に分かりやすく記載してください。

また、各支出項目の内訳について、明細書等の提示を求める場合があります。

10 補助金交付決定後について

補助金の交付等にあたっては、下記のことをはじめ、高砂市民提案型地域協働推進事業「夢の代」補助金交付要綱の定めを遵守していただきます。

■申請内容の変更及び中止等の取扱いについて

事業実施期間中における代表者変更、やむを得ない理由による申請内容の変更及び中止等の場合は、事前相談のうえ、各種変更届等の提出をしていただきます。

■事業の実績報告について

補助を受けた団体には、事業終了後速やかに実績報告書を提出していただきます。実績報告書には、添付書類として、活動中の写真、作成した印刷物及び支出経費の領収書のコピーを提出していただきます。

実績報告書の提出がない場合は、補助金をお支払いできないことや、概算払いで支払われた補助金の全額又は一部を精算し、返還していただくことがあります。

■補助金額の確定について

実施した事業は、実績報告書の提出をもって事業完了とします。

事業の実施過程でやむを得ず事業の中止または内容変更等が発生した場合等は、補助金をお支払いできないことや、概算払いで支払われた補助金の全額又は一部を精算し、返還していただくことがあります。

■広報物・成果物の作成にあたっての留意点について

補助金の財源である税の使途を広く市民に理解いただくために、**当該事業で作成する広報物・成果物には必ず『令和3年度高砂市民提案型地域協働推進事業「夢の代」補助金対象事業』又は『令和3年度高砂市「夢の代」補助金対象事業』である旨を必ず明記してください。**

■成果物等の取扱いについて

高砂市「夢の代」補助金対象事業の成果物は、事務局へ提出していただきます。多くの市民の方に事業内容を知っていただけるよう、市のホームページ等で公開する場合があります。

■中間報告書の提出・取材等の協力について

年度途中で事業の実施状況を確認するため、中間報告書の提出を求める場合があります。また、活動状況を広く市民に知らせるため、活動中の取材や団体訪問をさせていただいたうえで、市ホームページで紹介をさせていただいたり、補助金を受けた団体が取組の内容及び成果の報告並びに補助金についての意見を交換していただくことがありますので、ご協力をお願いします。

本事業は、令和3年度予算成立後、速やかに補助事業を開始できるようにするために事前に募集の手続を行います。そのため、令和3年度予算成立が前提であり、補助事業の内容などに変更があり得ることをあらかじめご了承ください。

～ 山片蟠桃と「夢の代」 ～

山片蟠桃は、寛延元年(1784年)に播磨国印南郡神爪村(現在の高砂市神爪)で播州木綿の取引を営む長谷川小兵衛の二男として生まれ、13歳で天下の台所と呼ばれた大坂に商家升屋の丁稚として奉公し、やがて分家となって山片を名乗る。

当時、大名貸しを行っていた升屋の経営は、仙台藩の財政難とともに危機的状況に陥っていた。山片は、仙台藩に建議、差し米の活用や藩札の発行などをさせ、仙台藩の再建を行うとともに大名貸し金の回収によって升屋の窮状を救った手腕才幹は有名である。

一方で、本業の傍ら勉学にも精を出し、懐徳堂(大坂の官許学問所)において中井竹山・履軒兄弟に儒学を、先事館では麻田剛立に天文学を学び、更に蘭学も修めて、その集大成として大作「夢の代」を著した。「夢の代」は、享和2年(1802)から文政3年(1820)の19年を費やして脱稿したもので、12巻から成り、天文・地理・制度・経済などを網羅した幅広いものである。

山片はこの中で、地動説を唱え、独創的な宇宙論を展開するなど、その博学ぶりからも、両替商で茶事文道に通じ、「三貨図彙」(四四巻)を著した草間直方(通称鴻池屋伊助)とともに大阪の二大町人学者と呼ばれている。

また、「夢の代」は、ロシアの最高学術機関であるロシア科学アカデミーで初期唯物論の先駆的著作として紹介され、山片は「近世最大の思想家」として広く世界に知られた。

大阪府では、昭和57年、作家の司馬遼太郎の提唱により、大阪が生んだ世界的町人学者である山片蟠桃の名にちなむ国際文化賞として「山片蟠桃賞」を設け、顕彰している。

